

阿弥陀地域交流センター運営協議会規約

(趣旨)

第1条 阿弥陀地域交流センター（以下「センター」という。）は、地域住民の活動を支援する機能を持ち、協働による地域づくりを進めるため阿弥陀地域交流センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務局)

第2条 協議会の事務局は、センター内に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域交流の推進に関すること。
- (2) センターの利用・運営に関すること。
- (3) その他センターの運営に関して必要なこと。

(構成)

第4条 協議会は、次に掲げる者から選任された委員をもって構成する。

- (1) 地域団体の関係者
- (2) ボランティア団体の関係者
- (3) 学校教育及び社会教育の関係者
- (4) センターの利用団体の関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めたもの

(役員の定数及び選任)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 会計 1名
- (3) 監事 1名

2 前項の役員は、委員の中から互選する。

3 代表、会計及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第6条 代表は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 会計は、協議会の収入・支出の事務を処理する。

3 監事は、協議会の業務執行状況及び会計を監査する。

4 役員は、任期満了後においても、後任の委員が就任するまでその職務を行うものとする。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、役員は任期満了後においても当該委員が所属する団体の関係者（以下「団体の関係者」という。）である後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 役員が欠けたときは、団体の関係者から委員を選任するものとし、その役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は代表が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 代表は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、センターにおいて処理する。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、代表が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和6年10月2日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年6月23日から施行する。